

## よくあるご質問(FAQ)

Q1:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)は、作成にあたって本人の同意が必要ですか？

A:はい、同意が必要です。

Q2:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)を使用する方は、どのような人が対象になりますか？

A:退院後も地域の保健師等のサポートが必要と判断された人が対象となります。(妊娠週数は問いません)

Q3:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)を送付する前に市町村母子保健担当への電話連絡は、必要ですか？

A:はい、必要です。事前に電話連絡し、情報を共有してください。

Q4:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)が送付された後は、どのような支援が受けられますか？

A:必要に応じ、市町村母子保健担当者より電話連絡または家庭訪問等が行われます。必要とする継続的支援内容をお書きください。

Q5:これまで通り、産婦健康診査(EPDS)情報提供書を使用してもよいですか？

A:産婦健康診査(EPDS)情報提供書を使用して頂いても問題はありませんが、継続支援を必要とする要支援者に関してより詳細な情報提供・伝達が可能な要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)をご活用ください。

Q6:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)は、いつ送付すればよいですか？

A:自施設にて必要な支援を行った後、情報提供が必要と判断した時点で、電話連絡の上、送付してください。

Q7:大阪府以外の市町村に送付してもよろしいでしょうか？

A:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)は大阪府看護協会で作成したものです。大阪府以外の市町村に送付する場合は、市町村担当者に事前の連絡を必ずお願いします。

Q8:市町村母子保健担当者に送付した要支援情報提供票(ペリネイタルロスケア版)に対して、担当者より返書はありますか？

A:所定の返書様式はありません。必要に応じ、市町村母子保健担当者に問い合わせしてください。

Q9:要支援者の次回妊娠時に、市町村母子保健担当者に提供した情報は共有されますか？

A:いいえ、現時点では共有されません。

Q10:診療報酬は算定できますか？

A:算定要件は満たしていますが、各施設で医療事務担当者に確認してください。

Q11:市町村母子保健担当に電話連絡した時に、要支援者についての情報共有に時間を要しました。電話連絡か書面送付のどちらかに統一できませんか？

A:要支援者情報提供票(ペリネイタルロスケア版)での地域連携システムが新しく構築されました。現在は電話連絡と書面送付の両方が必要となっています。今後、システムの運用について更なる協議を進めてまいります。